

山形労働局第 13 次労働災害防止計画

はじめに

山形労働局は、国が定めた第 13 次労働災害防止計画を基に、山形県が抱える労働者の安全と健康に関する課題を踏まえ、当局が重点的に取り組む事項を定めた「山形労働局第 13 次労働災害防止計画」をここに策定する。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人が、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とする働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに、就業構造の変化等に対応した、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

(2) 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

山形労働局、県内事業者、労働者等関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

① 死亡災害 全業種を通じての目標

死亡災害については、一たび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年の5年間で15%以上減少させる。

② 死傷災害 全業種を通じての目標

死傷災害（休業4日以上労働災害をいう。以下同じ）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

③ 特定の業種別の目標

【1. 重篤な災害を防止するための重点業種】

建設業（死亡者数を15%以上減少させる）

死亡者数を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年の5年間で15%以上減少させる。

製造業（死亡者数を15%以上減少させる）

死亡者数を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年の5年間で15%以上減少させる。

林業（死亡災害ゼロを目指す）

死亡災害を2018年から2022年の期間、各年とも死亡災害ゼロを目指す。

【2. 増加が著しい業種、事故の型に着目した重点業種】

陸上貨物運送事業（千人率で5%減少）

死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

小 売 業（千人率で5%減少）

死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

社会福祉施設（千人率で5%減少）

死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

飲 食 店（千人率で5%減少）

死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

（注）死傷年千人率：年間死傷者数/労働者数×1000

④ 上記以外の目標

【1.メンタルヘルス対策】

- ・ 仕事上の不安・悩み・ストレスの相談先（外部資源を含む）が職場にある労働者の割合を90%以上（71.2%：平成28年全国値）とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上（56.6%：平成28年全国値）とする。
- ・ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上（37.1%：平成28年全国値）とする。

【2.化学物質対策】

- ・ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上（ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%：平成28年全国値）とする。

【3.腰痛対策】

- ・ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

【4.熱中症対策】

- ・ 職場での熱中症による死亡災害を、第13次期間中各年ともゼロを目指す。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行う。また、必要に応じ計画を見直す。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済の変化も含めて分析を行う。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

県内の死亡災害は、（昭和 47 年の 67 人をピークに）昭和 50 年代前半までは年間 40 人前後の近い尊い命が失われていたものが、第 9 次期間の初年度にあたる平成 10 年以降の 20 年間をみると、平成 10 年当時は、年間 20 人程度だったものが、平成 20 年頃からは年によって増減はあるものの年平均にすると 10 人程度のところまで大きく減少している。

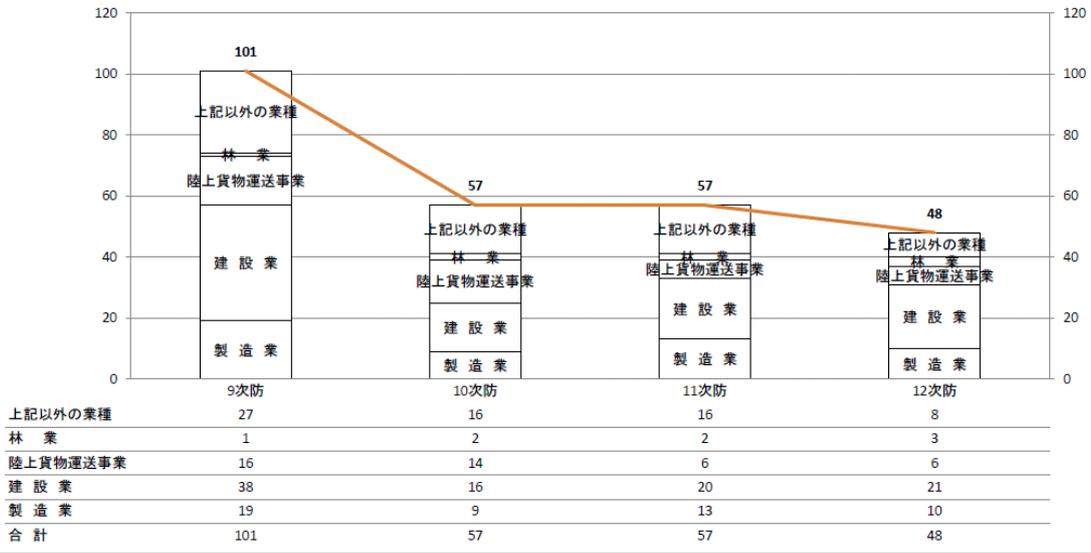
第 9 次期間（平成 10 年-平成 14 年）と第 10 次期間（平成 15 年-平成 19 年）の比較では大きく減少（-44 人、-43.6%）した、その後、第 10 次期間と第 11 次期間（平成 20 年-平成 24 年）の比較では増減がなかったが（±0 人、±0%）、第 11 次期間と第 12 次期間（平成 25 年-平成 29 年）の比較では-9 人、-15.8%減少している。（表 1）

しかしながら、業種別では、重点として取り組んできた製造業について、第 10 次期間以降は減少傾向がみられず（第 10 次期間は 9 人、第 11 次期間は 13 人、第 12 次期間は 10 人）、同じく重点として取り組んだ建設業については、依然として死亡災害全体の 30%から 40%程度を占め、第 10 次期間以降は減少傾向がみられない状況（第 10 次期間は 16 人、第 11 次期間は 20 人、第 12 次期間は 21 人）から、引き続き重点業種として取り組むことが必要な状況にある。

また、林業については、第 12 次労働災害防止計画では重点業種としていなかったが、他の業種と比較した場合、林業従事者は少数（全体の 0.2%：26 センサ）であるものの過去 20 年での死亡者数 8 人となっており（強度率の高さを考慮すれば）重点業種に追加することが必要な状況にある。（表 4）

これらの背景として、社会経済環境の変化により、様々な問題が顕在化してきていることが挙げられる。具体的には、合理化や世代交代による作業に習熟したベテラン作業員の不足、経営効率化のための業務アウトソーシングの進展による製造現場に十分習熟しない協力企業の増加、生産設備の自動化やシステム化の進行による設計思想等を十分に理解した作業員の減少、装置産業における主要設備の高経年化に伴う経年劣化の進展などが課題となっている。

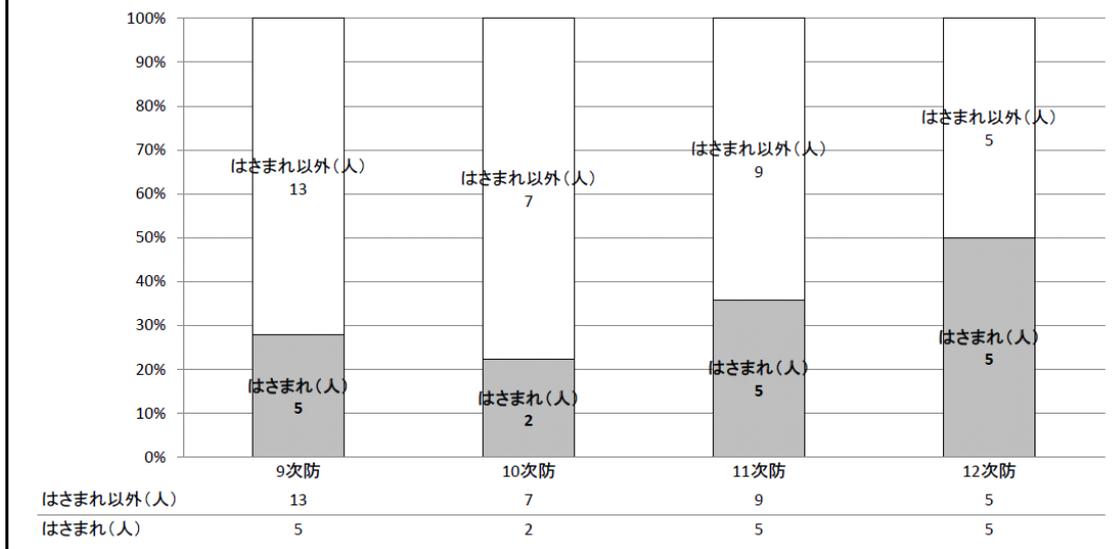
表-1 災防期間ごとの業種別死亡者数の推移(9次防～12次防)



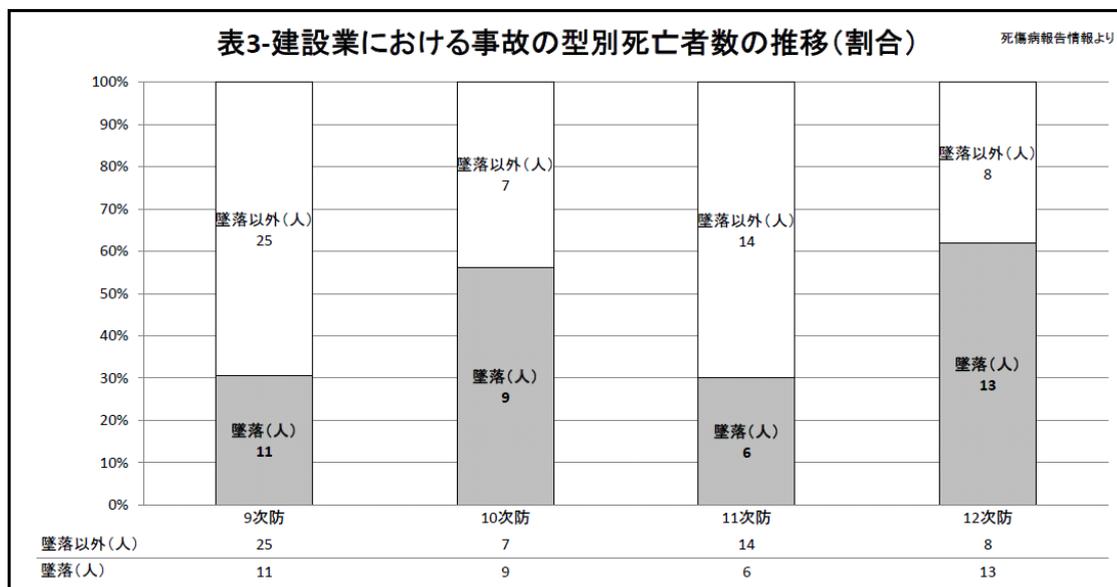
業種別に事故の型別の状況を見ると、製造業については、機械災害対策として重点的に取り組んできた、はさまれ・巻き込まれ災害による死亡者数は、各災防期間とも圧倒的に多く、対策の強化が必要な状況にある（表2）。

表2-製造業における事故の型別死亡者数の推移(割合)

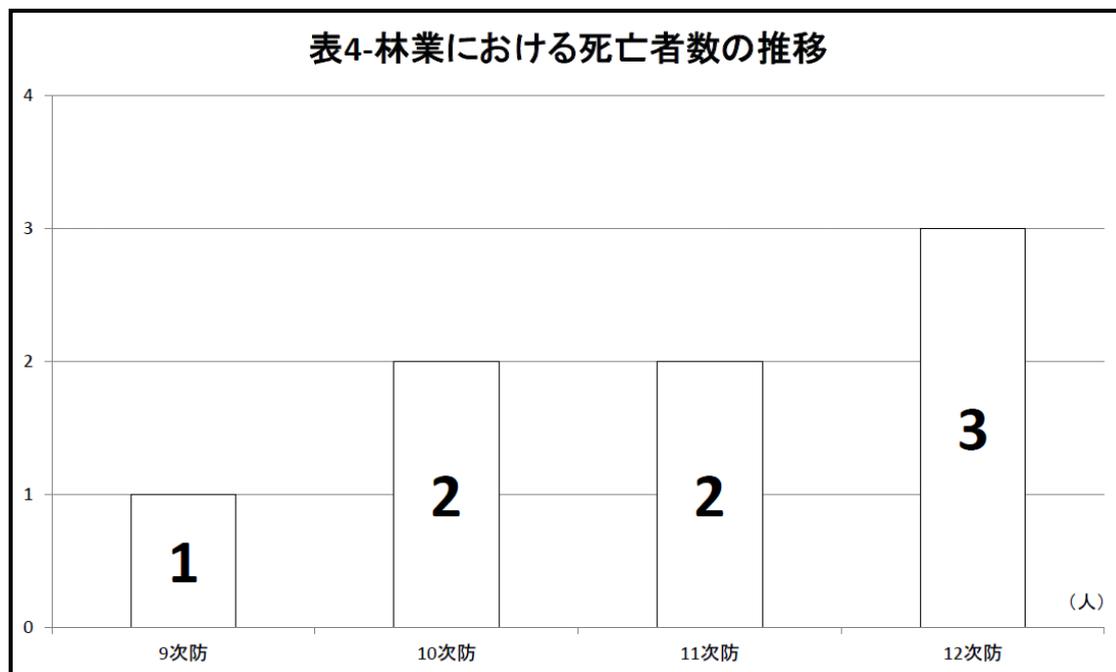
※死傷病報告情報より



同様に、建設業については最も死亡者数が多い墜落・転落災害について対策を強化していくことが必要な状況にある。（表3）



また、林業においては、死亡災害の発生件数自体は少ないものの、かかり木処理作業や車両系木材伐出機械等による作業での死亡災害が各期間に発生していることから、重点業種とすることが必要な状況にある。（表4）



(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

死傷災害については、第9次期間の初年度にあたる平成10年以降の20年間で20%弱(-18.4%:9次と12次の比較)の減少となっているが、期間毎の減少率は、第9次期間と第10次期間の比較で-11.5%・第10次期間と第11次期間の比較で-9.1%と減少したが、第11次期間と第12次期間の比較では逆に+1.5%と増加している状況にある。

これを業種別に見ると、製造業、建設業においては、件数の絶対数は依然として多いものの、減少率は全業種平均(-18.4%:9次と12次の比較)を上回り、製造業は-30.8%(9次と12次の比較)、建設業は-48.7%(同)と大幅に減少している一方で、第三次産業(8-17号計)については、+28.8%(同)と大幅に増加した。

さらに、死傷者数の業種構成で見ると、製造業・建設業の構成率は低下し、第三産業は第9次期間平均で27.6%だったものが第12次期間平均では42.2%と大幅に増加(表7)した。

また、事故の型別に見ると、製造業や建設業に多い、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ等については、減少幅が全業種平均と同程度又は大きく上回る一方(9次平均と12次平均の比較で、墜落は-16.0%、はさまれは-46.2%)で、転倒、動作の反動・無理な動作といった年齢が高い層で発生しやすいものについては、大きく増加(同、転倒は+36.0%、動作の反動は+33.6%)している状況にある(表6)。また、転倒による災害について、山形の特徴として、冬期間に雪や凍結箇所転倒する災害が多発することが転倒災害を多くしている状況がある。

その他、増加の著しい第三次産業について業種別に見ると、小売業については、転倒による災害が多く、飲食店においては、転倒による災害に加え調理中の切れ・こすれ、高温・低温の物との接触によるものが多い。また、社会福祉施設においては、圧倒的に動作の反動・無理な動作(腰痛)、転倒によるものが多く発生している。

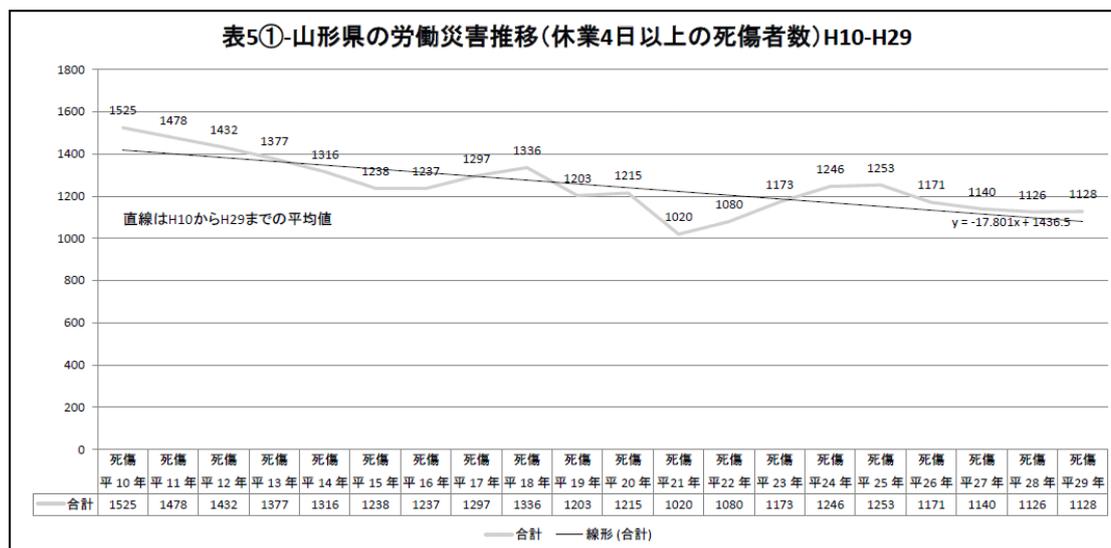
さらに、業種横断的に、50歳以上の高年齢労働者が被災している等の特徴が見られる。(50歳以上の割合:9次平均42.2%→12次平均50.4%)

これらの背景として、少子高齢化の進展により人口構造が高年齢にシフトしていることや、産業構造の変化によって第三次産業で就業する労働者が増加していることがあげられる。

小売業、社会福祉施設等における転倒災害の増加等は、働き盛り世代の確保が難しい業種や高年齢労働者が参入しやすい業種において、高年齢労働者の割合が増加していることと関連していると考えられる。また、第三次産業においては、多店舗展開の小売業のように事業場が分散している業態が多く、個々の事業場に与えられる権限や予算も十分でないため、事業場ごとの安全衛生管理の仕組みが期待される役割を果たせていない場合があると考えられる。そのほか、第三次産業の多くの業種については、危険性の高い機械や化学物質等を使用していないことから、事業者はもとより、労働者においても危険に対する認識が不十分であり、このことも災害が減少しない要因と

考えられる。(短時間労働者(パート労働者)が増加したことで、十分な安全衛生教育を受けていない労働者の増加等も要因のひとつ。)

こうしたことを踏まえると、年齢階層が高年齢に移行していることや就業構造の変化への対応等も考慮するとともに、働き方の多様化にも対応した対策を推進していくことが必要な状況にある。

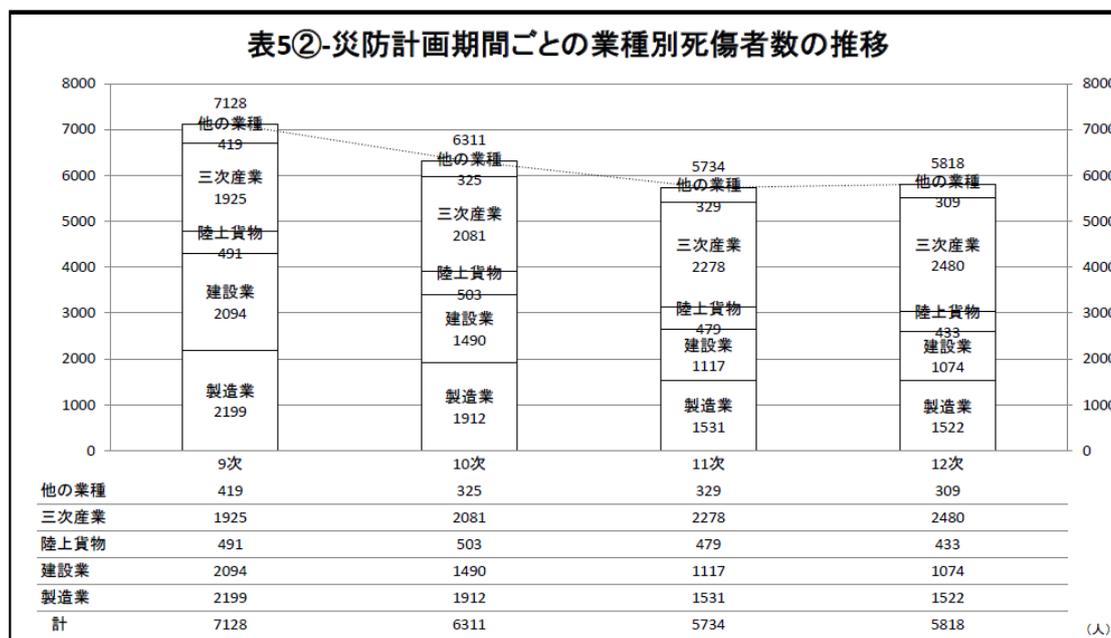


第9次	第10次	第11次	第12次
10 11 12 13 14	15 16 17 18 19	20 21 22 23 24	25 26 27 28 29
7128	6311	5734	5818

H29は、推計値

各期間の平均値(全業種)		各期間との比較(全業種)	
9次期間	-51.9人/年	第9次期間と第10次期間の比較	-11.5%
10次期間	2.9人/年	第10次期間と第11次期間の比較	-9.1%
11次期間	21.5人/年	第11次期間と第12次期間の比較	1.5%
12次期間	-28.9人/年	(参考) 第9次期間と第12次期間の比較	-18.4%

※ H24年とH29年との比較 -9.5%



(グラフ以外)

業種	9次	10次	11次	12次
林業	157	121	115	98
小売業	--	597	622	670
社会福祉施設	111	238	349	473
飲食店	--	90	124	138

※12次の計5818人のうちH29は推計値による

表6-災防計画期間ごとの事故の型別一年間死傷者数

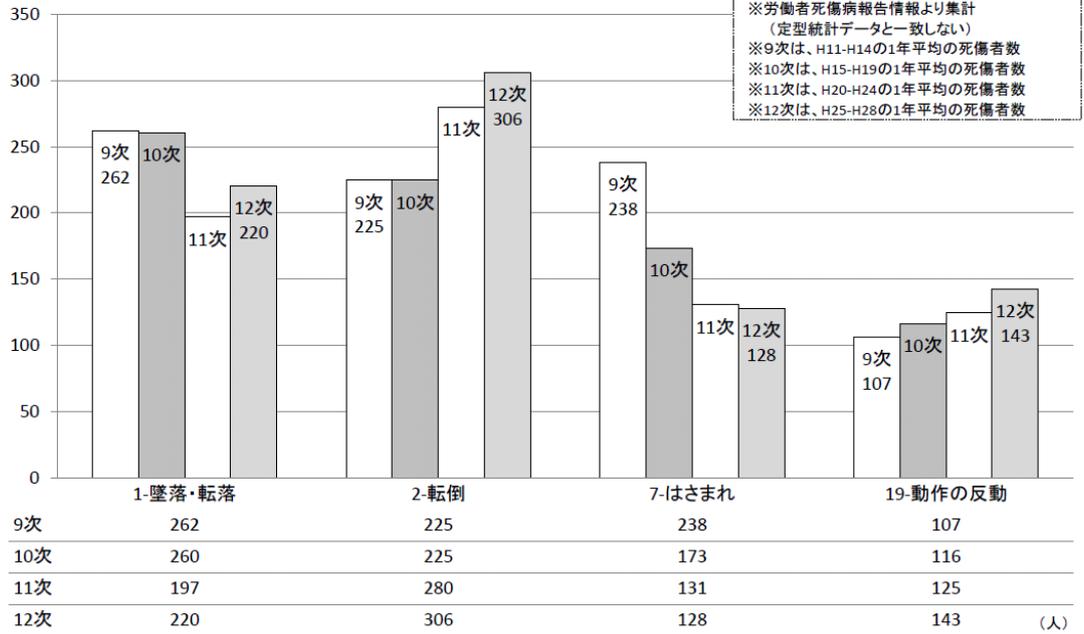
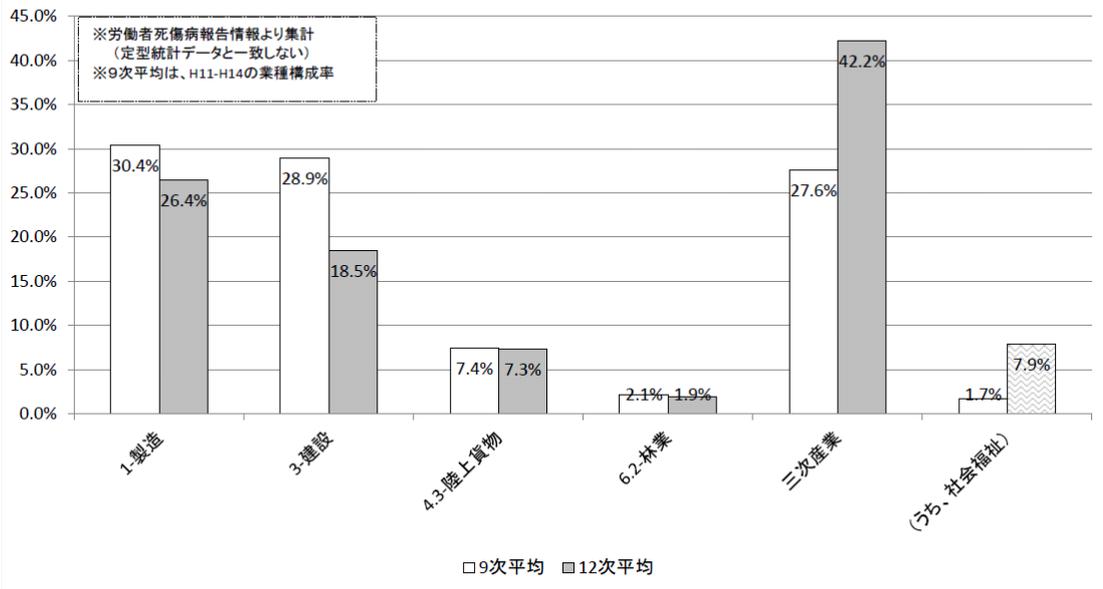


表7-業種構成率の変化(9次期間と12次期間の比較)



(参考表) 業種別死傷年千人率(2017年と2022年目標値)

	2017年 (A)	2022年目標値 (A×0.95)
陸上貨物運送事業	7.76	7.37
小売業	2.32	2.20
社会福祉施設	3.07	2.92
飲食店	1.57	1.49

・注1:死傷年千人率:年間の死傷者数/労働者数×1000 ・注2:労働者数は26センサスをもとに厚生労働省が再集計したもの

(3) 労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。

また、働き過ぎによって多くの方々の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。過労死等の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺(未遂を含む。)は200件台となっている(表8-全国)。

県内においても、毎年、過労死等で労災認定されており、特に精神障害による自殺事案が増加している。(表8-山形)

表8-脳心臓疾患及び精神障害による支給決定件数の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
山形	脳・心臓疾患	支給決定件数	1	4	1	1	1
		うち死亡件数	1	3	1	0	1
	精神障害	支給決定件数	6	2	5	7	4
		うち自殺件数	0	1	0	2	4
	支給決定件数合計	支給決定件数	7	6	6	8	5
		うち死亡・自殺件数	1	4	1	2	5
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
全国	脳・心臓疾患	支給決定件数	338	306	277	251	260
		うち死亡件数	123	133	121	96	107
	精神障害	支給決定件数	475	436	497	472	498
		うち自殺件数	93	63	99	93	84
	支給決定件数合計	支給決定件数	813	742	774	723	758
		うち死亡・自殺件数	216	196	220	189	191

このような中で、過労死等防止対策推進法が2014年に成立し、国や地方公共団体は過労死等防止対策を推進するために、調査研究、啓発、相談体制の整備及び民間団体への支援を行うとともに、過労死等防止対策推進協議会を設置することとされている。

過労死等を未然に防止するためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要である。2015年12月には、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたストレスチェック制度が創設され、労働者のメンタルヘルス対策は新たな一歩を踏み出している。

ストレスチェック制度は、労働者一人ひとりのストレスを把握して自身の気づきを促すとともに、その結果を集団ごとに分析して職場環境の改善に活用することが重要であるが、集団分析結果を活用した職場環境の改善の取組については、実施率は約37%（全国）にとどまっている。

また、高ストレスやメンタルヘルス不調等の労働者が、産業医等による健康相談などを安心して受けられることが重要となるが、労働者の約3割が職場においてストレスを相談できる相手がいない現状にある。

こうした状況を踏まえると、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組や、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するとともに、過労死等の実態把握を進めつつ、得られた知見に基づき対策を推進していくことが必要な状況にある。

（４）疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性

脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質等の結果を含めた労働安全衛生法に基づく一般健康診断における結果の有所見率は全労働者の半数を超え、年々増加を続けており、疾病のリスクを抱える労働者は増える傾向にある。

健康診断の結果に異常の所見がある労働者については、医師からの意見を聴取し、就業上の措置の的確な実施等を通じて、脳・心臓疾患を未然に防止する必要がある。

また、これらの疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働人口の高齢化が進んでいる中で、職場においては、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想される。

その一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならない、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

こうした状況を踏まえると、まずは、健康診断の結果に基づく就業上の措置を的確に実施するとともに、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

（５）化学物質による健康障害の現状と対策の方向性

産業現場で使用される化学物質は約70,000種類に及び、毎年1,000物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベル表示、リスクアセスメント等の実施が義務付けられているものは663物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

欧米諸国においては、GHSに定められた分類手法に基づき、化学物質の製造又は輸入を行う事業者が、譲渡・提供する全ての化学物質について分類を行い、危険性又は

有害性等のある物質についてラベル表示や SDS 交付を行う仕組みが整備されている。

また、近年、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害が発生しているが、職業性疾病を疑わせる段階において、国がこうした事案を把握できる仕組みがないことから、事業者による自主的な情報提供等を端緒として、実態把握や対策を講じざるを得ない状況にある。

こうした状況を踏まえると、国際的な動向も踏まえ、化学物質の危険性又は有害性等に関する情報提供の在り方や、化学物質による健康障害の発生が疑われる事案を国が把握できる仕組みの検討が必要な状況にある。

このほか、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物の耐用年数から推計した解体棟数が、2017年の約6万棟から、2028年のピーク時には約10万棟まで増加することを踏まえ、対策の強化に取り組むことが必要な状況にある。

3 計画の重点事項

先に述べた安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、以下の8項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 県民全体の安全・健康意識の高揚等（山形局独自の取組事項を含む）

4 重点施策ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

ア 業種別・災害種別の重点対策の実施

(ア) 建設業における墜落・転落災害等の防止

- ・ 建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害のうち6割を超える状況（12次期間）にある。これまで、足場からの墜落防止措置の徹底を図るため法定事項の遵守をはじめ「足場からの墜落・転落防止総合対策推進要綱」に基づく「手すり先行工法」や墜落防止措置として取り組むことが望ましい「より安全な措置」等の設備的対策、足場の組立図の作成、足場点検の的確な実施などに重点的に取り組んできたが、引き続き取組を継続することとする。
- ・ また、「墜落防止用の個人用保護具に関する規制の在り方に関する検討会報告書」（平成29年6月13日墜落防止用の個人用保護具に関する規制の在り方に関する検討会とりまとめ）を踏まえ、予定されている安全帯の規制に関する政省令・告示の改正により、高所作業時における墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底についての周知を図る。
- ・ 建設業の死亡災害のうち解体工事における死亡災害が12次期間中に3件発生しており、今後も鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物、橋梁等の解体工事が増加することが見込まれることから、業界及び関係団体を活用し解体工事における安全対策について周知する。
- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事において労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、本省において国土交通省との連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び下請人まで確実な支払いに関する施策の検討・実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組が検討されており、取組が着実に実施されるよう周知する。

【計画の目標】

建設業 死亡災害を15%以上減少させる

【主な重点施策】

- 墜落・転落災害防止対策の充実強化
 - ・フルハーネス型安全帯の使用徹底
- 解体工事における安全対策の徹底

(イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- ・ 製造業においては、はさまれ、巻き込まれ災害が死亡災害のうち5割を占めている状況（12次期間）にある。これまで災害の原因究明と機械等の本質安全化を図るためリスクアセスメントの実施等の周知を行ってきたが、危険性の高い機械等については、製造者によるリスクアセスメントを実施しても残留するリスク等の情報を機械等の使用者に確実に提供させるとともに、機械等の使用者による安全な使用の徹底を図る。
- ・ 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸念されるため、その経年劣化によるリスクを低減していくという観点から、補修等の状況も勘案した、高経年施設・設備に対する点検・整備等の基準について、今後本省が示す検討結果を周知する。
- ・ 災害が多発している食料品製造業については、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施等を推進する。
- ・ 建設業における職長の再教育を製造業でも実施できるようカリキュラム等の策定について、本省検討結果を踏まえ周知する。

【計画の目標】

製造業 死亡災害を15%以上減少させる

【主な重点施策】

- はさまれ・巻き込まれ災害防止の徹底
 - ・ リスクアセスメントの実施促進
 - ・ 高経年化設備のリスク低減の推進

(ウ) 林業における伐木等作業

- ・ 林業においては、伐木・造材作業中の死亡災害が発生していることから、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示した安全な伐倒方法等の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全なかかり木処理の方法の周知を図る。
- ・ 車両系木材伐出機械等による作業における死亡災害が発生していることから、車両系木材伐出機械等を使用する作業における作業計画の策定、安全衛生教育の実施等の周知を図る。
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会の安全管理士等による指導と併せ、林野庁と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害の防止対策につ

いて指導の充実を図る。

- ・ 本省の「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」の報告をもとに省令改正が予定されていることから改正内容の周知を図る。

【計画の目標】

林業 死亡災害ゼロを目指す 《第13次期間は各年とも死亡災害ゼロを目指す。》

【主な重点施策】

- 伐木等作業の安全対策の充実強化
- 車両系木材伐出機械等による作業の安全対策の充実強化

イ 重篤な災害の防止対策

- ・ 休業6か月以上の災害に係る労働者死傷病報告や事故報告の分析を実施すること等により、死亡災害につながるような重篤な災害を大幅に減少させるための対策について、今後本省が示す検討結果を周知する。

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

(ア) 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等、労働者の心身の健康確保対策がこれまでになく強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。

(イ) 産業医・産業保健機能の強化

- ・ 事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を推進する。
- ・ 健康診断の結果、所見のあった労働者についての医師の意見聴取の際に労働者の業務に関する情報を医師に提供することや、時間外・休日労働が月100時間を超えた労働者に関する情報の産業医への提供など、産業医の職務の充実等のための労働安全衛生規則等の改正内容（平成29年6月に改正施行）を周知する。
- ・ 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備の促進を図る。

- ・ 衛生委員会等の活動の活性化を図るため産業医に衛生委員会等の参加を促すなどの取組を進めるとともに、本省において衛生委員会等の審議事項等についての見直しを検討するとされており、今後本省の検討結果を踏まえ周知し衛生委員会の充実を図る。

イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

- ・ 時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、労働時間の適切な把握と長時間労働者に対する医師による面接指導の実施と医師の意見に基づく就業上の措置が確実に実施されるよう周知、指導する。
- ・ 健康診断の結果、所見のあった労働者についての医師の意見聴取の際に労働者の業務に関する情報を医師に提供することや、時間外・休日労働が月 100 時間を超えた労働者に関する情報の産業医への提供など、産業医の職務の充実等のための労働安全衛生規則等の改正内容（平成 29 年 6 月施行）を周知する。（再掲）

ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

(ア) メンタルヘルス不調の予防

- ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善等総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 産業保健総合支援センターによる支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成 18 年健康保持増進のための指針公示第 3 号）に基づく取組を引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。

(イ) パワーハラスメント対策の推進

- ・ 労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためには、労働時間の管理やメンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスメントを防止する必要があることから、働き方改革実行計画を受けて開催された有識者と労使関係者からなる検討会の結果を踏まえて、パワーハラスメント対策を推進する。

【計画の目標】

メンタルヘルス対策

- 1 仕事上の不安・悩み・ストレスの相談先（外部資源を含む）が職場にある労働者の割合を90%以上とする。
- 2 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。
- 3 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。

【主な重点施策】

- メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進
- 小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及
- 事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進

エ 副業・兼業、テレワークへの対応

- ・ 副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、事業者が法令に基づく健康診断等の措置が必要な場合は適切に実施するよう周知していく。
- ・ テレワークについては、労働者の健康確保措置のために必要な労働時間の管理を適切に行うとともに、事業者が法令に基づく安全衛生教育、健康診断等を適切に実施するよう周知していく。

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

(ア) 第三次産業対策

- ・ 労働者数の増加に伴い、小売業、社会福祉施設及び飲食店における災害が増加傾向にあるが、多店舗展開で分散している業態の事業場については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定的であることから、本社・本部の労働災害防止対策への参画と事業場単位の安全衛生管理と併せて、企業単位での安全衛生管理の充実を推進してきたが、引き続き本社・本部に対する指導により全店舗・施設の安全衛生水準の向上を図る。
- ・ 企業等における労働災害防止のための取組にもばらつきがあることから、経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上等の具体的な取組の周知、指導により安全衛生水準の向上を図る。
- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進を図る。

- ・ 小売業・飲食店については、他業種に比べパートやアルバイトなどの非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る必要がある。

【計画の目標】

小 売 業 死傷災害を年千人率で5%減少

社会福祉施設 死傷災害を年千人率で5%減少

飲 食 店 死傷災害を年千人率で5%減少

《死傷災害を2017年と比較して2022年までに、死傷年千人率で5%以上減少させる。》

【主な重点施策】

- 本社・本部の労働災害防止対策への参画（多店舗展開企業・施設）
- リスクアセスメント、KY活動等による危険感受性の向上の働きかけ
- 腰痛予防のための介護機器等の導入促進（社会福祉施設）
- 雇入れ時安全衛生教育の徹底（小売業・社会福祉施設・飲食店）

（イ）陸上貨物運送事業対策

- ・ 陸上貨物運送事業において、荷役作業時に多くの労働災害が発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山形県支部と連携し、荷役作業における安全ガイドラインの周知を図るとともに保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。また、荷役作業に従事する労働者に対する安全衛生教育の徹底について周知する。
- ・ 荷主、配送先、元請事業者（以下、「荷主等」という。）が管理する施設内における災害を防止するため、荷主等に対し、荷役作業における安全ガイドラインを周知し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等、荷主による取組促進を図る。
- ・ インターネット通販の普及で荷の取扱件数が増加傾向にあることや、運転業務従事者の深刻な人手不足等の業界の状況を踏まえ、本省において荷役作業における安全ガイドラインの見直しを含め、荷役作業の実態に即した対策について検討がなされることから、本省の検討結果を踏まえ周知する。

【計画の目標】**陸上貨物運送事業 死傷災害を年千人率で5%減少**

《死傷災害を2017年と比較して2022年までに、死傷年千人率で5%以上減少させる。》

【主な重点施策】

- 陸上貨物運送事業者の荷役作業における災害防止対策の強化
 - ・「荷役作業における安全ガイドライン」の周知
- 荷主等による取組促進

(ウ) 転倒災害の防止

- ・ 12次防期間中は死傷災害の中で転倒災害の割合が高く、全体の26.4%を転倒災害が占め、特に第三次産業の小売業では38.0%、社会福祉施設では33.0%、飲食店では38.0%を転倒災害が占めている。

これまで取組んできた「STOP!転倒災害プロジェクト」について労働災害防止団体等と連携し、事業者の安全意識を高めるとともに、4S（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。

- ・ 少子化や高齢雇用者の雇用進展などにより労働人口の高齢化が予測されているが、一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、通路・作業面の段差の解消、手すりの設置、照明の確保等の対策を進め、転倒を予防するための体操の周知・普及を図る。

(エ) 腰痛の予防

- ・ 年間60件程度（9次平均35.0人→12次平均60.3人）（全国では年間5,000件程度）の発生が見られる腰痛について、職場における腰痛予防対策指針に基づく取組や安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、社会福祉施設においては介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図る。
- ・ 陸上貨物運送事業における荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務を行う場合には、荷役作業のリスクアセスメントや身体への負担を軽減する機械等の普及を図る。

【計画の目標】**腰痛対策**

- ・ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を2017年と比較して2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

【主な重点施策】

- 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進（社会福祉施設）
- 荷物積み卸し等重筋業務時の身体への負担軽減機械等の普及（陸上貨物）

(オ) 熱中症の予防

- ・ 熱中症による死亡災害は、平成 22 年以降発生していないが、重症化する災害が散見されていることから、JIS 規格に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。

作業を行う上では、暑さに慣れるまでは熱への順化期間を設け 1 週間程度かけ徐々に身体を慣らしていくことや健康診断の結果に基づく事後措置を徹底することについて周知を図る。

【計画の目標】

熱中症対策

- ・ 職場での熱中症による**死亡災害**を 2018 年から 2022 年までの各年とも**ゼロ**を目指す。

【主な重点施策】

- WBGT 値測定器の普及
- 水分・塩分の補給、クールベストの着用等必要な措置の推進
- 健康診断結果に基づく事後措置の徹底

(カ) 交通労働災害対策

- ・ 交通労働災害については、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場においても死亡災害が発生していることを踏まえ、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう県警関係部署・関係団体と連携し、あらゆる業種の事業場及び業界団体に対し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知による事業場における管理体制、適切な労働時間と走行の管理、安全意識の高揚等の取組の促進を図るとともに、荷主・元請事業者による配慮について働きかけを行う。

(キ) 職場における「危険の見える化」の推進

- ・ 多様な働き方が進む中、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場において、労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。
- ・ 日本語の理解度に差のある外国人労働者においても、上記と同様の対策を普及していく。

イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

(ア) 高年齢労働者対策

- ・ 労働人口が高齢化し、転倒や腰痛が増加傾向にあることから、通路・作業面の段差の解消、手すりの設置、照明の確保、職場の「危険の見える化」など、高年齢労働者に配慮した職場環境の改善や筋力強化等の身体機能向上のための健康づくり等の取組事例の収集と配慮事項の整理、及びその普及の促進について労働災害防止団体等と連携し周知啓発を行う。

(イ) 非正規雇用労働者対策

- ・ 派遣労働者の労働災害を防止するため、雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施等の徹底を図る。
- ・ 小売業・飲食店については、他業種に比べパートやアルバイトなどの非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る必要がある。（再掲）

(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策

- ・ 技能実習を終えて帰国した外国人労働者等について、建設業、造船業又は製造業の労働者として入国することを認める制度が創設されたことから、労働災害の発生件数の増加が危惧される状況にある。こうした点を踏まえ、外国人労働者を雇用する事業場に対する安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示の実施、健康管理の実施等の徹底を図る。

(エ) 障害者である労働者対策

- ・ 障害者である労働者の労働災害防止や安全への不安を払拭するため、労働災害事例や安全上の配慮事項等について、本省が実態調査を実施し必要な対策の検討を行うこととしていることから、その結果を踏まえ周知する。

ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

- ・ 建設業における一人親方等については、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づき、その業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生教育の実施等、必要な対応について本省においての検討結果を踏まえて対応する。

エ 技術革新への対応

- ・ 人との協調作業を可能とする産業用ロボット等について、機能安全の基準や認証制度について、本省の検討結果を踏まえ周知する。
- ・ 信頼性の高い自動制御装置によって機械等を監視及び制御する安全方策の普及を図る。
- ・ AI（人工知能）やマンマシンインターフェースの開発に伴い、これまでの産業用ロボットの定義（記憶装置の情報に基づきマニプレータの屈伸等を自動的に行う機械）に当てはまらないロボットが産業現場に普及していくことが見込まれるため、これらの安全対策や安全基準・規格等について、本省の検討結果を踏まえ周知する。
- ・ AIやGPS技術の急速な能力向上により、近い将来において、工場等の産業現場においても自律的に作業を行う機械の導入が進むと見込まれるため、こうした技術革新を見越した上で、人と機械の安全な協働の方策等について必要な基準について、本省の検討結果を踏まえ周知する。

（４）疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- ・ 最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えてきている。疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、業務によって疾病が悪化することのないよう、職場における就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 8 年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第 1 号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成 28 年 2 月 23 日基発第 0223 第 5 号等。以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・ 両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するため、企業向け、医療機関向けマニュアルを活用するとともに、産業保健総合支援センターにおける研修の周知等により普及を図る。
- ・ 地域両立支援推進チームの活動等を通して、地域における企業、医療機関等の関係者の具体的連携を推進する。

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策

- ・ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則による健康障害防止措置の実施やラベル表示及び安全データシート（以下「SDS」という。）交付の対象としている物質の663物質について、SDS交付対象物質に係るラベル表示及びSDS交付の徹底とリスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の取組について周知、指導を推進する。
- ・ ラベル表示及びSDS交付の対象物質は663物質であるが、その他の多くの化学物質については、健康障害防止措置が義務付けられていない。こうした中で、663物質以外の化学物質がその危険性や有害性が情報伝達されないままに、規制対象物質の代替品として用いられる動きがある。

こうした状況から、本省においてラベル表示及びSDS交付の在り方について検討がなされることから、検討結果を踏まえ、国による支援の充実等必要な環境整備を推進する。

また、化学物質の危険性又は有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことから、これらの危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないよう事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する。

(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

- ・ 化学物質のリスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるための支援策を充実する。
- ・ 最新の科学的知見に基づき、ラベル表示・SDS交付の対象物質が見直された場合には、その内容を適切に周知する。
- ・ 作業環境測定の実施方法に個人サンプラーによる測定方法を追加し、作業態様に応じた測定・評価方法を選択できるようにする。
- ・ 作業環境測定の結果等と特殊健康診断の結果を結びつけるなど、本省において、総合的な健康確保対策が講じられる方策について検討されることから、その結果を踏まえ周知する。

(ウ) 化学物質の有害情報の的確な把握

- ・ 化学物質が健康に及ぼす影響について、引き続き国内外における知見を迅速かつ的確に収集し、収集した有害性等の情報を広く事業者等に提供する。

【計画の目標】

化学物質対策

- ・ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とする。

【主な重点施策】

- 化学物質のリスクアセスメントの実施の促進
- 化学物質のラベル表示や SDS 交付の徹底

イ 石綿による健康障害防止対策

（ア）解体等作業における石綿ばく露防止

- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれており、建築物解体作業に対する石綿障害予防規則及び「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（以下「技術上の指針」という。）」に基づく石綿ばく露防止措置の徹底について指導を行う。
- ・ 建築物の解体工事等において、解体工事等の発注者が石綿の有無等に応じて必要な安全衛生経費を負担することが重要であり、発注者が低額で短期間の工事を求め、施工者も低額で短期間の工事を提示することで契約を得ようとする事により、必要な石綿ばく露防止措置がおろそかになることのないよう、発注者への必要な経費の積算等の適切な発注について周知、指導を行う。
- ・ 石綿の使用の有無の調査が十分に行われなまま解体工事が施工される事例等が報告されているため、本省において、石綿に関する届出対象の拡大等により、事業者による石綿の使用の事実の把握漏れの防止を徹底することに加え、石綿の使用の有無の調査を行う者の専門性の確保等の方策について検討を行っており、本省検討結果を踏まえ周知する。

（イ）労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存

- ・ 石綿をはじめとした化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、事業者は個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要である。このため、事業の廃止後も含め、こうした情報の保存を推進する。

ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。
- ・ 受動喫煙を受ける蓋然性の高い職務上の作業について、換気や空気清浄機の設置等による有害物質濃度の低減や保護具の着用等による効果を検証することとされており、その結果を踏まえた受動喫煙防止対策の普及及び促進を図る。

エ 粉じん障害防止対策

- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ 所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会に対して支援を実施し、トンネル工事に従事した労働者の健康確保対策の充実を図る。

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込

- ・ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップからの取組方針の設定・表明等、積極的な取組を推進する。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

- ・ 現在、国際標準化機構で制定作業が進められている労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）の発効に合わせ、ISO45001 に盛り込まれていない我が国の産業現場で用いられている安全衛生活動や健康確保のための取組を取り入れた日本工業規格（JIS 規格）の制定と、併せて労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号）の改正が予定されており、その周知普及を図る。
- ・ 労働安全衛生マネジメントシステムについて、産業安全や化学物質対策への活用に加え、過重労働対策やメンタルヘルス対策等への活用について、本省検討結果を踏まえ周知する。

ウ 企業単位での安全衛生管理体制の推進

- ・ 労働者数の増加に伴い、小売業、社会福祉施設及び飲食店における災害が増加傾向にあるが、多店舗展開で分散している業態の事業場については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定的であることから、

本社・本部の労働災害防止対策への参画と事業場単位の安全衛生管理と併せて、企業単位での安全衛生管理の充実を推進してきたが、引き続き本社・本部に対する指導により全店舗・施設の安全衛生水準の向上を図る。（再掲）

エ 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等、労働者の心身の健康確保対策がこれまでになく強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。（再掲）

オ 業界団体内の体制整備の促進

- ・ 労働災害の防止に向けては、業界団体による自主的な取組が重要であることから、労働災害が減少しない業界や取組が低調な業界団体に対して要請等を行う。
- ・ 労働災害が増加傾向にある業種等については、労働災害防止団体等の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進策を図るとともに、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対して引き続き必要な支援を行う。

カ 業所管官庁との連携の強化

- ・ 業所管官庁との連携を強化し、安全や健康確保に関する指導の実施や、公共発注への入札要件に安全衛生への取組を盛り込んでもらうこと等の取組を進める。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、本省において国土交通省との連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び下請人まで確実な支払いに関する施策の検討・実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組が検討されており、取組が着実に実施されるよう周知する。（再掲）
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会の安全管理士等による指導と併せ、林野庁と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害の防止対策について指導の充実を図る。（再掲）
- ・ 国土交通省と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。
- ・ 交通労働災害については、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場においても死亡災害が発生していることを踏まえ、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう県警関係部署・関係団体と連携し、あらゆる業種の事業場及び業界団体に対し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知による事業場における管理体制、適切な労働時間と走行の管理、安全意識の高揚等の取組の促進を図るとともに、荷主・元請事業者による配慮について働きかけを行う。（再掲）

キ 中小規模事業場への支援

- ・ 中小規模事業場における安全衛生管理体制を整備するとともに、4S（整理・整頓・清掃・清潔）、「危険の見える化」、リスクアセスメントなどの安全衛生活動を活性化させるため、安全管理士や衛生管理士による職場改善指導等の労働災害防止団体を通じた支援の充実を図る。

（7）安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- ・ 安全衛生専門人材の育成、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用を総合的に検討し、安全衛生管理組織の強化を図る。
- ・ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの能力・質の向上を図るため、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会山形県支部との連携を強化する。
- ・ 専門家の知識やノウハウを活用しながら、県内各地域における安全衛生施策を推進するため山形労働局安全衛生労使専門家会議を活用する。
- ・ 災害が多発している食料品製造業については、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施等を推進する。（再掲）
- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進を図る。（再掲）
- ・ 小売業・飲食店については、他業種に比べパートやアルバイトなどの非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る必要がある。（再掲）
- ・ 陸上貨物運送事業において、荷役作業時に多くの労働災害が発生していることから、荷役作業における安全ガイドラインに基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山形県支部と連携し、荷役作業における安全ガイドラインの周知を図るとともに保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。また、荷役作業に従事する労働者に対する安全衛生教育の徹底について周知する。（再掲）

（8）県民全体の安全・健康意識の高揚等

ア 危険体感教育及び震災に備えた対策の推進

- ・ 労働者の危険感受性の低下が、労働災害が減少しない原因の一つとなっているとの指摘があることを踏まえ、VR（バーチャル・リアリティ）技術を応用した危険感受性を高めるための教育等の情報提供を図る。

イ 自主的な安全衛生活動の促進（山形局独自取組）

- ・ 労働災害防止団体等主導の「事業場参加型の災害防止運動」（仮称：山形ゼロ災運動）を実施する。
- ・ 冬期型災害の防止のため「冬の労災をなくそう運動」を労働災害防止団体等の協力で実施する。
- ・ 全国安全週間中に「県下一斉安全パトロール」を実施する。
- ・ 事業場の自主的な安全衛生管理活動の促進のため、管内事業場に「安全衛生管理推進計画書」の作成・提出を求める。
- ・ 山形県産業安全衛生大会等に関する支援を行う。